

京都市運動施設の使用手続及び使用料の減免の特例に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第139号

京都市運動施設の使用手続及び使用料の減免の特例に関する規則の一部を改正する規則

京都市運動施設の使用手続及び使用料の減免の特例に関する規則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市運動施設の利用手続の特例に関する規則

第1条中「運動の用に供するための」を「次に掲げる」に改め、「で別に定めるもの」を削り、「使用の」を「利用の」に改め、「及び使用料の減免」を削り、同条に次の各号を加える。

- (1) 京都市都市公園条例別表第3に掲げる施設
- (2) 京都市武道センターの主競技場、補助競技場、旧武徳殿、弓道場及び相撲場
- (3) 京都市横大路運動公園の体育館、野球場及び野球場兼運動場
- (4) 京都市地域体育館条例第1条に規定する地域体育館の体育室
- (5) 京都市市民スポーツ会館の体育室
- (6) 京都市体育館の競技場
- (7) 京都市宝が池公園運動施設の球技場、テニスコート及びフットサルコート

第2条の見出し中「使用許可」を「利用許可」に改め、同条第1項中「使用の」を「利用の」に改め、「(以下「端末機」という。)」を削り、「携帯電話用装置」の右に「(以下「端末機」という。)」を、「電子情報処理組織」の右に「(以下「システム」という。)」を加え、同条第2項中「前項の規定による申請(以下「電子申請」という。)」を「電子申請」に改め、「利用者カード(電子申請をしようとするものを識別するための磁気を帯びたカードをいう。以下同じ。)」又は利用者識別番号(電子申請をしようとするものを識別するための番号をいう。以下同じ。)」を使用して」及び「又は電子申請をしようとするものの使用に係る電子計算機若しくは携帯電話用装置」を削り、「次条第1項第2号に掲げる」を「利用者

識別番号,」に,「使用しよう」を「利用しよう」に,「使用日」を「利用日」に改め,同項を同条第3項とし,同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申請(以下「電子申請」という。)をしようとするものは,暗証番号その他協議会が必要と認める事項を協議会に届け出て,利用者識別番号(電子申請をしようとするものを識別するための番号をいう。以下同じ。)の交付を受けなければならない。

第3条を削る。

第4条第1項中「使用日」を「利用日」に改め,同条第2項中「京都市体育館,京都市武道センター及び京都市横大路運動公園の体育館(以下「体育館等」という。)以外の運動施設」を「第1条第1号,第4号,第5号及び第7号に掲げる施設(以下「特定施設」という。)」に改め,同条を第3条とする。

第5条の見出し中「使用」を「利用」に改め,同条第1項中「市長()及び「が管理する運動施設にあっては,当該指定管理者)」を削り,「使用」を「利用」に,「端末機により用紙に出力することにより」を「システムを使用して」に改め,同条第2項中「市内居住者が体育館等以外の運動施設の使用」を「本市において住民基本台帳法により住民基本台帳に記録されている者及び本市の区域内に主たる事務所を有する団体(以下「市内居住者等」という。)が特定施設の利用」に,「使用日」を「利用日」に改め,「,利用者カードを使用して」を削り,「端末機から」の右に「利用者識別番号及び」を加え,同条第3項中「使用日」を「利用日」に,「体育館等以外の運動施設の使用」を「特定施設の利用」に,「市内居住者」を「市内居住者等」に改め,同条を第4条とする。

第6条を削る。

第7条の見出し中「電子申請の取下げ及び使用」を「利用」に改め,同条中「電子申請の取下げ及び電子許可に係る使用」を「前条第1項の規定による通知に係る許可を受けた運動施設の利用」に改め,「,利用者カードを使用して」及び「それぞれ」を削り,「その旨」の右に「,利用者識別番号」を加え,同条を第5条とする。

第8条から第12条までを削り,第13条を第6条とする。

附 則

この規則は,平成27年4月1日から施行する。

(文化市民局市民スポーツ振興室)